

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は、昭和25年以降増加し続け、世界的にも極めて速いスピードで高齢化が進行しています。内閣府発行の平成29年版高齢社会白書によると、平成28年10月1日現在の高齢者人口は3,459万人、総人口に占める高齢者の割合は27.3%となり、高齢者人口、割合ともに過去最高を更新しています。また、平成27年現在の平均寿命は、男性80.75年、女性86.99年で、今後も伸び続け、50年後の平成77(2065)年には、男性84.95年、女性91.35年となり女性の平均寿命は90年を超えることが予測されています。

当組合管内の平成28年10月1日現在の高齢者人口は17,561人、高齢者割合は37.0%となっており、3人に1人以上が高齢者となっています。さらに、人口推計によると、平成31年には高齢者割合が40%を超え、その後も上昇し続け、平成37(2025)年には43.1%まで上昇すると予測されています。

今後、平成37(2025)年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となるなど高齢化の一層の進展が見込まれており、介護が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者など、地域全体で見守っていく必要のある高齢者がさらに増加するものと考えられます。

介護保険制度は、高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護認定者等の自立を支援し、社会全体で支え合っていく仕組みとして平成12年4月に施行されました。制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、制度の持続可能性すら危ぶまれる状況となっています。

このような状況の中で、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に配慮することを求めています。

以上を踏まえ、第6期介護保険事業計画からの基本方針である、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む平成37(2025)年度に向け、高齢者施策を総合的に推進していくための第7期介護保険事業計画を策定するものです。



## 2 計画の法的根拠

本計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として、厚生労働大臣の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものです。



## 3 基本理念

我が国では、急速な高齢化に伴い、介護の問題が老後の不安要因となっています。介護が必要な状態になっても、できる限り自立し、尊厳を持って生活できるということは国民共通の願いです。その実現のためには家族による介護が大きな役割を果たしますが、現実には介護離職等の問題を含め非常に困難な状況になっています。

介護保険法では、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとされています。

本計画では、介護を要する高齢者が自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができる自立支援及び高齢者を地域全体で支援する体制を構築するために、基本理念と基本目標を以下に示します。

### 基本理念

住み慣れた地域で、いつまでも元気に、  
いきいきと安心して暮らせる地域を目指して

### 基本目標

#### (1) 高齢者一人ひとりの自立支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るため、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを包括的・継続的に提供できるシステムを構築します。

#### (2) ふれあいのある元気な地域社会づくりの推進

元気な人がなるべく要介護状態にならないように、また、要介護状態になったとしても住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、地域でしっかり支えていく社会づくりを目指します。

## 4 計画の位置づけ

第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）については、団塊の世代<sup>※1</sup>が75歳以上となり高齢化が一段と進む平成37（2025）年度に向けた計画であり、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、介護保険制度の持続可能性の確保をしていくための計画として位置づけ策定しています。

## 5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間としていますが、平成37（2025）年度を目標年度とした中長期的な目標を掲げた計画となります。

図表1-5-1 計画の期間

平成18年度	～	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
第3期～第5期 介護保険事業計画 (平成18年度～平成26年度)													
			第6期 介護保険事業計画 (平成27年度～平成29年度)										
						第7期 介護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度)							
									第8期 介護保険事業計画 (平成33年度～平成35年度)				

**本計画**

**目標年度**

※1: 団塊の世代: 終戦後ベビーブームといわれる昭和22年～昭和24年の3年間に生まれた世代



## 6 計画の策定体制・計画の周知

---

### (1) 計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定の基本的な考え方として、八幡平市・葛巻町・岩手町の一般住民<sup>※1</sup>の意向と高齢者及び要介護者、介護者家族等の意向が反映されること、及び当組合の地域的な特徴を踏まえた計画となることに留意しました。

### (2) 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、当組合が中心となり、被保険者の代表者、事業者、介護保険施設の代表者及び知識経験者からなる「盛岡北部行政事務組合介護保険運営協議会」の各委員の意見を聴取し、計画の審議策定を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行いました。

### (3) アンケート調査

「第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を策定するにあたり、日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料さらには今後の保健福祉行政に活かすために、5種類（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、一般者調査、介護認定者調査、施設入所者調査）のアンケート調査を実施しています。

### (4) 計画の周知方法

市町の広報紙及びインターネットのホームページへの掲載、パンフレットなどの配布により、住民の皆さまにお伝えします。

---

※1：一般住民：要支援・要介護認定者を含まない40歳以上の一般者